

対象建築物の節水計画書について

対象建築物は節水対象部分に設置されている水洗便所の洗浄水を雑用水道としなければなりません。雑用水道の種類は個別循環型雑用水道、広域循環型雑用水道、非循環型雑用水道があり、いずれかを選択して使用してください。また、雑用水道は福岡市節水推進条令施行規則第6条に掲げる技術基準、及び雑用水道技術指針に適合する必要があります。

個別循環型雑用水道：建築物から発生した雑排水を同一敷地内で処理、循環利用する方式

広域循環型雑用水道：福岡市再生水（道路下水道局施設管理課と協議を行ってください。）

非循環型雑用水道：雨水等

■節水計画書の提出書類、注意事項

1. 様式第1号

記載例を参考に作成してください。

2. 付近見取図

3. 面積表

建築物の延べ床面積、節水対象部分の床面積が分かるよう作成してください。

雑用水道が雨水単独方式の場合は、集水面積の対象部分を明記してください。

4. 給排水設備の各階平面図、及び系統図

配管の色が施行規則で指定されています。上水を赤、雑用水道を黄緑色に着色してください。

5. 給排水設備の機器表、及び器具表（福岡市指定、節水型機器番号の記載をお願いします。）

6. 水処理フロー図

7. 給水計算書

1日あたりの上水使用量、雑用水使用量の算出過程を示してください。

類似建築物における使用水量を根拠とする場合は類似建築物での使用水量を明示してください。

8. 水収支・給排水フロー図

それぞれ別紙例を参考にし、節水前、節水後のそれぞれについて作成してください。

■節水計画書の提出

建築確認申請を提出する30日前までに住宅都市局建築指導部建築審査課設備係の窓口まで正本3部、副本1部を提出してください。